

令和7年度けんしん受診勧奨動画・ポスター作成 業務委託仕様書

1 市民の現状と課題

本市においては、市国保特定健診受診率が県内13市ワーストの状況が続いているほか、各種がん検診の受診率についても県内でも低い水準となっているため、国保特定健診及び各種がん検診、いわゆる「けんしん」の受診率向上が課題となっている。

このことから、本市においては集団検診の完全予約制の導入、健診コールアドバイザーの設置、AI等を活用した受診勧奨、市医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨など様々な受診率向上に向けた取組みを実施してきた。

こうした取組みを通じ、特定健康診査受診率は令和5年度に過去最高の受診率を記録するなど、着実に受診率は向上してきており、市民のけんしんに対する意識も変わってきているものと感じられる。

しかしながら、全国・福島県内市町村との受診率を比較すると国保特定健診及び各種がん検診ともに低い水準であることから、更なる受診率の向上のため、けんしん無関心層へ対し、広く本市の「けんしん」をPRする必要があるものと考えられる。

2 取組みの方向性

けんしん無関心層に対し、広く本市のけんしんをPRするため、インパクト（例：著名人の活用など）のあるけんしん受診勧奨動画・ポスターを作成し、動画のYouTube配信（市公式チャンネル等）を行うとともに、その動画を活用した効果的な情報発信活動等を実施する。

3 業務名

令和7年度けんしん受診勧奨動画・ポスター作成業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

ただし、動画及びポスターは令和7年10月31日までに納品すること

5 業務内容

けんしん受診勧奨動画・ポスターの作成及び情報発信活動等

けんしん無関心層がけんしんに関心を示すようなインパクト重視（例：著名人の活用など）の動画を作成し、その動画を使用した効果的な情報発信活動等の啓発を実施する。

また、医療機関や薬局、市内スーパー等での掲示を目的とした、動画内容と連動したけんしん受診勧奨ポスターを作成する。そのほか、予算上限内での提案による情報発信活動等を行う。

① 主な業務

ア 動画・ポスター制作に関する企画・立案業務

テーマや出演者等の制作内容については、市と協議の上決める。

イ 出演者・撮影場所等の調整業務(出演者等調整、謝金支払い、会場確保等)

ウ 動画・ポスター撮影に関する業務(打ち合わせ、リハーサル、撮影等)

エ 動画を活用した広告等の情報発信活動に関する業務

オ その他、提案による業務

※ 情報発信活動に関しては、インストリーム広告・バンパー広告など本動画の特性に合わせて選定すること。また適切な期間を設定し、提案すること。

※ 本動画・ポスターをできる限り長い期間使用したいことから、著名人等の活用にあたっては、原則 2 年以上の使用権利を得て、契約すること。ただし、提案する著名人等により単年などの短期間のみ契約が認められる場合は、その旨企画書に記載すること。

② 動画・ポスターの種類

ア 動画：15 秒、30 秒、60 秒の動画 計 3 本以上

イ ポスター：B2 サイズ 600 部（公共施設、医療機関、スーパー等で掲示を想定）

※ 動画の納品形態は、mp4 形式で納品すること。また、DVD 等の記憶媒体に格納し 1 部納品すること。

※ ポスターのデザイン校了データは、PDF でも納品することとし、市の広報等で利用可能とすること。

6 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにし、契約締結後、速やかに書面で提出すること。

7 市との調整

(1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに市と協議しなければならない。

(2) 受託者は、市が本業務に係る進捗状況について報告を求めた場合、市が指定する方法で、速やかに報告しなければならない。

8 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

(1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の調査結果（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

- (3) 受託者は、本業務の履行のために市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。
- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報扱う場合は、「いわき市の保有する個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

9 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

10 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 業務完了報告書
- (3) 実績報告書
- (4) その他、市と協議し必要と定めた成果品等

11 提出場所及び担当部局

いわき市保健福祉部健康づくり推進課生活習慣改善係
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
電話：0246-22-7442 FAX：0246-22-7570

12 規定外事項

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。